

(新基準) 日置市保育所等利用調整基準

1 及び 2 の合計点により、点数の高い者から施設の調整を行う。
同点の場合には 3 の同点者調整項目に基づき決定する。
父母それぞれで基準点数が異なる場合、点数の低い方をその世帯の基準点数として採用する。

1 基準点数

区分	父母の保育が必要な理由		点数
①	就労 (会社等に雇用されている、 または自営業)	月168時間以上の就労	2
		月120時間以上、168時間未満の就労	1
		月48時間以上、120時間未満の就労	0
②	妊娠、出産	母子手帳が発行されてから、産後8週の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合	2
③	保護者の疾病、障がい	疾病又は傷病、心身障害等	1
④	介護、看護	同居又は長期入院等している親族の介護、看護	①就労の点数に準ずる
⑤	就学 (職業訓練を含む)	通学が必要な場合の就学	2
		通学の必要がない1日4時間以上の就学	1
		通学の必要がない1日4時間未満の就学	0
⑥	災害復旧	震災、風水害、火災等の際の復旧作業をしている場合	2
⑦	虐待やDVのおそれがあること	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	2
⑧	求職活動	保護者の1人が求職活動の場合、原則、定員を超えていない施設で調整を行う。 ※希望する園の空き枠に余裕がある場合は①～⑦の理由の方の調整後に空いた枠で調整する。	0

- この基準表は、令和9年4月入所（園）にかかる利用調整から適用する。
- 複数の区分に該当する場合は申請の際に特記事項に記入してください。
※聞き取りにより判断し、複数区分該当の点数として、基準点に1点加点する（但し、基準点数の上限は2点とする）。
例）父就労（168時間）、母就労（110時間）で、母が介護（月48時間）も行っていた場合、
→父（2点）、母（0点+1点）のため、世帯の基準点数は両親の点数の低い方を採用し、1点となる。
- 特に定めがある場合を除き、利用開始希望日を基準とする。

基準
点計

2 調整点数

区分		加点の点数
世帯形態	ひとり親世帯	1
	DV支援措置世帯	1
	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)	1
	単身赴任等により、保護者の1人が常時家にいない（住民票上の市外住所である場合）	1
労働形態	父母のいずれかが利用希望施設（同一法人の教育保育施設を含む）で就労する場合	最優先（※）
	父母のいずれかが保育士資格等を有し、市内教育保育施設で就労する場合	最優先（※）
障害、疾病形態	申込児童が障害者手帳又は療育手帳を有する（集団保育可能に限る）	聞き取りにより、 1点の加点をします
	申込児童の兄弟姉妹が、障害者手帳や療育手帳を有する	
	医療的ケア児が、医療的ケアを受けられる施設のみを希望する場合	最優先
児童形態	兄弟姉妹が既に同じ施設を利用している場合（入所年度に卒園している場合は除く）	2
	別施設を利用している兄弟姉妹が同一施設への移行（転園）を希望する場合 （転園時に兄弟姉妹が卒園している場合は除く）	2
	2人以上が同時に同じ保育施設の利用を申し込む場合	1
その他	その他市長が定める事由	状況に応じて加点

調整
点計

※就労する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業（以下、「教育保育施設」という）と同一（法人）の市内保育施設への入所を希望し、かつ勤務先（予定）の施設が受入可能な場合に限る。

3 調整に係る優先事項

基本調整優先事項		
①	点数	合計点の高い者を優先する
②	希望順位	利用申し込みに係る希望順位を優先する
③	その他	日置市内の教育保育施設で就労する者が同一（法人）の施設への入所を希望する場合を優先する
同点者調整優先事項		
①	調整点の合計点	調整点の合計点の高い世帯を低い世帯より優先する
②	就労時間	保護者の1か月の就労時間が長い世帯を短い世帯より優先する
③	世帯内の児童数	児童の数が多い世帯を少ない世帯より優先する
④	同居の65歳未満の親族等	就労していない同居の親族その他の者がいない世帯を優先する ただし、要介護など、同居の親族その他の者の心身の状況を併せて考慮する

※ 入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などに、利用調整を行う。

4 その他

- ・ 市外児童の入所調整については、市内児童の後に行う。（保護者が市内の教育保育施設に就労（予定）の保育士の場合等を除く。）